

## 「公立病院に関する財政措置の改正要綱」のポイント

「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告を踏まえ、平成21年度以降、次のとおり改正し、地方交付税による措置総額(平<sup>㉑</sup>2,930億円)について、700億円程度増額。

### 1. 過疎地に関する財政措置の充実

「不採算地区病院」の特別交付税措置について、要件緩和し、充実(80億円程度)

区分	現行	改正案		
要件	100床未満かつ市町村区域内唯一の一般病院等	150床未満(100床超の病院は措置額逦減方式)		
措置額	単価680千円×病床数 (平 <sup>㉑</sup> ・市町村分)	種別	単価改定の目途	要件等
		第1種	おおむね8割程度増	直近の一般病院まで1.5km以上
		第2種	おおむね2割程度増	非「人口集中地区」所在

### 2. 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置の充実

#### (1) 普通交付税措置の充実

医師確保対策、救急医療の充実等のため、普通交付税措置を充実(600億円程度)

#### (2) 市町村分特別交付税措置の充実

区分	現行措置単価等(平 <sup>㉑</sup> )	単価改定の目途
周産期医療病床	2,438千円	おおむね5割程度増
小児医療病床	958千円	おおむね4割程度増
救急医療施設 (規模に応じ措置)	救命救急センター	救急告示病院分は普通交付税措置に移行するとともに、普通交付税分とあわせた措置総額がおおむね5割程度増となるよう各単価を改定
	救急告示病院	
	小児救急医療提供病院	

#### (3) 都道府県特別交付税措置の充実

上記を含め、各項目について市町村分と同一の単価を設定

### 3. 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置

(1) 公立病院設置市町村以外の市町村が、公立病院と同等の医療機能を提供する公的病院、公益法人立の病院等に対し助成している場合、「不採算地区病院」機能に加え、救急、周産期、小児医療等の機能も特別交付税措置を準用

(2) 有床診療所について、不採算地区病院等の特別交付税措置を準用

### 4. 公立病院改革推進に係る措置

(1) 病院建物整備に係る普通交付税措置において、建築単価30万円/m<sup>2</sup>を上限

(2) 病床数に応じた交付税措置において、平成21年度以降の病床利用率の状況の反映について検討。方法・時期等について慎重に検討の上、結論を得る

# 公立病院に関する財政措置の改正要綱

平成20年12月  
総務省自治財政局

「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」の報告を踏まえ、公立病院に関する平成21年度以降の地方財政措置について、次のとおり改正し、地方交付税による措置総額（平<sup>②</sup>2,930億円）について、700億円程度の増額を図る。

## 1. 過疎地に関する財政措置の充実

### (1) 「不採算地区病院」の運営費に係る財政措置

- ① 市町村合併の進展を踏まえ、「不採算地区病院」に係る特別交付税措置の適用要件、措置額の算定方法等について、次のとおり改正する。

区分		現行 (平成20年度)	改正案
適用要件	規模要件	病床数100床未満かつ一日平均外来患者数200人未満等	病床数150床未満
	地域要件	当該市町村内に他に一般病院が所在しないこと等	[第1種不採算地区病院] 直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること。 [第2種不採算地区病院] 直近の国勢調査における「人口集中地区」以外の区域に所在すること。（「第1種」該当病院を除く。）
対象病院数		232病院	320病院程度 (うち第1種130程度、第2種190程度)
措置額の算定方法		単価×病床数 (平 <sup>②</sup> 680千円)	種別の単価×措置対象病床数 (1) 単価については、経営状況の実態を踏まえ、「第1種」病院は「第2種」病院の1.5倍程度の水準に設定する。 (2) 病床数については、100床以下の病院については当該病床数を、100床超の病院については150床の場合を0床として100床から逡減した病床数を措置対象とする。

- ② 病床当たりの単価については、第2種病院については、現行単価(平<sup>20</sup>680千円)に対しおおむね2割程度を目途に増額を図ることとし、不採算地区病院に係る特別交付税措置の総額(平<sup>20</sup>100億円)についても、おおむね8割程度の増額を見込むこととする。
- ③ 平成22年度以降の特別交付税の算定においては、上記「措置額の算定方法」に用いる病床数に病床利用率を反映することを検討するものとし、これにあわせて種別の単価、措置対象病床数の算定方法等についても見直しを検討することとする。

## (2) 過疎地における施設整備費に係る財政措置

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域において行われる診療施設の整備に充当される過疎対策事業債の償還年限(現行最長12年)及び「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく辺地において行われる診療施設の整備に充当される辺地対策事業債の償還年限(現行最長10年)について、それぞれ最長30年(利率見直し方式の場合)に延長する。

## 2. 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置の充実

- ① 医師確保対策、救急医療等に係る普通交付税措置の充実  
公立病院における医師確保対策、救急医療の提供等に関する財政需要の増大に対応する観点から、普通交付税措置額の拡充を図る(600億円程度増額)。
- ② 産科、救急分野における医師への手当に関する特別交付税措置  
平成21年度に創設される産科医療及び救急勤務医への手当に対する新たな国庫補助制度に係る地方負担について、特別交付税による措置を講じる。
- ③ 産科、小児科に関する財政措置
  - i) 周産期医療病床に係る特別交付税措置の病床当たり単価(市町村分、平<sup>20</sup>2,438千円)について、地方公共団体における一般会計等からの繰出金の実態を踏まえつつ、おおむね5割程度を目途に増額を図るとともに、都道府県分についても同一の単価を設定する。
  - ii) 小児医療病床に係る特別交付税措置の病床当たり単価(市町村分、平<sup>20</sup>958千円)について、地方公共団体における一般会計等からの繰出金の実態を踏まえつつ、おおむね4割程度を目途に増額を図るとともに、都道府県分についても同一の単価を設定する。

#### ④ 救急医療に関する財政措置

公立病院における救急医療施設（救命救急センター、救急告示病院及び小児救急医療提供病院をいう。以下同じ。）に係る地方交付税措置について、地方公共団体における一般会計等からの繰出金の実態を踏まえつつ、その増額を図る。

その際、救急告示病院分については、特別交付税措置から普通交付税措置に移行するとともに、救急医療施設全体に係る市町村分の措置総額が、普通交付税分も含め現行比でおおむね5割程度を目途に増額されるよう、市町村分に係る特別交付税算定単価の改定を図る。あわせて、都道府県分の算定単価についても市町村分と同一の単価を設定する。

### 3. 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置

#### (1) 公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成に関する財政措置

自ら公立病院を設置している市町村以外の市町村が公立病院と同等の医療機能を提供している公的病院等に対して行っている助成に対し、公立病院に準じて、次のとおり特別交付税の措置の対象に加えることとする。

① 病院の設置主体については、従来対象としていた医療法第31条に規定する「公的医療機関」の設置主体（日本赤十字社、済生会、厚生連等）に加え、特別民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人等が設置する病院も対象とする。

② 公立病院に準じて財政措置の対象とする医療機能については、平成20年度から開始した「不採算地区病院」の機能への措置に加え、従来公立病院について特別交付税措置を講じてきた救急医療、周産期医療、小児医療等の機能も新たに対象とする。

#### (2) 有床診療所への財政措置

不採算地区病院及び救急告示病院と同等の機能を有する有床診療所で、地方公共団体又は上記(1)①に掲げる団体が設置したものについて、公立病院に準じ、これらの機能に係る特別交付税措置の対象とすることとする。

### 4. 公立病院改革推進に係る措置

#### (1) 病院建物に係る財政措置における建築単価の上限設定

今後の病院施設等の整備費について、病院建物の建築単価が1平方メートル当たり30万円を上回る部分を、普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から

除外することとし、平成21年度基本設計分から適用する。

(2) 財政措置に係る「病床数」への病床利用率の反映

- ① 病床数に応じた普通交付税措置に際して、平成21年度以降の各病院における病床利用率の状況を反映することについて検討を進めるものとし、平成23年度以降の普通交付税算定における反映に向け、その内容・程度、具体的な実施時期、移行措置等について、慎重に検討の上結論を得る。その際には、併せて下記の点についても検討する。
  - i) 病床利用率については、単年度の状況ではなく、例えば過去3年間の状況を用い、新方式への段階的な移行を図ること。
  - ii) 例えば病床利用率90%を超える部分については反映の対象外とするなど、救急患者の受入等に備えた政策的空床保持の必要性に配慮する措置を講じること。
  - iii) 小規模病院においては必ずしも病床規模に比例しない固定経費的な財政需要が相対的に多額に上ることを踏まえつつ、過疎地の不採算地区病院に係る財政措置について全体として必要な配慮を払うこと。
- ② 特別交付税措置における「不採算地区病院」の算定に係る病床数についても、平成22年度以降の特別交付税算定において、上記①に準じて所要の措置を講じる。

(3) 再編・ネットワーク化及び経営形態見直しに係る一時的財政負担に係る措置

再編・ネットワーク化及び経営形態見直し等に際し、地方公共団体が公営企業として経営する病院事業を廃止する場合、その累積債務の処理等に要する経費について、他の公営企業と同様、所要の法律改正を経て、平成21年度から平成25年度までの間に限り特例的な地方債を発行できることとする。

## 5. その他

- ① 都道府県設立の公立病院に係る特別交付税措置のあり方の見直し  
病院事業に係る都道府県分の特別交付税措置の算定単価について、市町村分の水準と統一を図る。
- ② 公立病院の耐震化に係る財政措置の充実  
公立病院の施設設備の耐震化等に要する経費に関する地方財政措置について、民間医療機関に対する国庫補助制度の動向等を踏まえ、対象となる病院の範囲を拡大するとともに、当該経費について発行された病院事業債の元利償還金に対する普通交付税措置の充実を図る。